

公益財団法人慈愛会今村総合病院における 公的研究費の運営・管理等に関する規則

2015年4月1日 制定

2017年6月1日 改訂

2018年4月1日 改訂

2018年10月1日 改訂

2025年12月1日 改訂

この規則では今村総合病院（以下「当院」という。）における公的研究費の取扱いに関し、適正に運営及び管理するために必要な事項を定める。なお、公的研究費の運営及び管理については、関係法令又はこれらに基づく特別の定めのある場合を除くほか、この当院規則等によるものとする。

1. 責任体系の明確化

(1) 当院の公的研究費を適正に運営及び管理するために、「最高管理責任者」「統括管理責任者」「コンプライアンス推進責任者」を置く。

①「最高管理責任者」は、病院を統括し、公的研究費の運営及び管理について最終責任を負うものとし、院長が担う。

②「統括管理責任者」は最高管理責任者を補佐し、公的研究費の運営及び管理について病院全体を統括し、事務管理について実質的な責任と権限を持つものとし、副院長が担う。

③「コンプライアンス推進責任者」は事務部門における公的研究費の運営・管理について実質的な責任と権限を持つものとし、事務長を充てる。コンプライアンス推進責任者は公的研究費に関わる全ての構成員に対し、コンプライアンス教育を実施する。公的研究費が適切に管理・執行されているかをモニタリングし、必要に応じて改善指導をするとともに、実施状況を統括管理責任者に報告する。

④「コンプライアンス推進副責任者」はコンプライアンス推進責任者を補佐し、公的研究費の運営・管理について実質的な責任と権限を持つものとし、事務長補佐を充てる。公的研究費に関わる全ての構成員に対し、コンプライアンス教育を実施する。公的研究費が適切に管理・執行されているかをモニタリングし、必要に応じて改善指導をするとともに、実施状況を統括管理責任者に報告する。

(2) 物品等の発注・検収及び公的研究費の使用に関する業務体系及び責任体系を明確にする。

2. 適正な運営・管理の基盤となる環境の整備

(1) 公的研究費の取扱いルールについて、周知・徹底を図る。

(2) 公的研究費の経理事務については、研究費の使用ルール等を具体的に示す「公的研究費取扱要領」を作成し、さらに厳正な執行・管理に努める。

(3) 当院の研究者として研究活動における倫理の徹底を図る。

(4) 研究上の不正行為が行われた際の調査方法等について定めた「今村総合病院における研究活動の不正行為に関する規則」により、不正行為には厳正に対処し、研究の公正性を確保する。

3. 不正を発生させる要因の把握と不正防止

公的研究費の不正発生要因を把握するため、不正防止計画を策定・実施する。また、公的研究費の取扱いルールと運用実態が乖離していないかの検証を定期的実施するとともに、研究者及び事務担当者における公的研究費の取扱いルールの理解度を調査し、必要に応じて改善措置を講じる。

4. 研究費の適正な運営・管理活動

(1) 研究者とそれを支援する事務部門は、相互に協力して、研究費等の適正な運営・管理が行えるように努める。また、事務部門は、相互に連携して適正な研究費等の運営・管理に努める。

(2) 発注及び検収業務に関するシステムを構築する。また、業者に発注・納品に関するルールを周知するとともに、一定の取引実績のある業者には不正対策に関する誓約書の提出を求める。

(3) 研究者及び事務担当者は、研究が円滑に進められるよう、研究費等の予算執行状況を常に把握し、公正かつ効率的な経費の支出に努める。

(4) 物品費（設備備品費、消耗品費）、旅費、人件費、謝金等の使用については、「公的研究費取扱要領」に則り、適正な執行に努める。

(5) 間接経費については、内閣府の「競争的資金の間接経費の執行に係る共通指針」に基づき取扱い、研究環境の改善や事務的支援など当該研究の実施に伴い必要となる管理等に係る経費として使用する。

5. 情報の伝達を確保する体制の確立

(1) 院内外からの公的研究に関する相談及び研究上の不正行為及び研究費の不正使用に関する通報を受け付ける窓口を当院コンプライアンス委員会に設置する。なお、申立者の保護は徹底する。

6. モニタリングの在り方

(1) 公的研究費の適正な運営・管理等を徹底するため、研究費監査委員会を中心とした内部監査体制を構築する。

(2) 研究費監査委員会は、毎年定期的にルールに照らして会計書類の形式的要件等が具備されているかなど、財務情報に対するチェックを一定数実施する。

(3) 研究費監査委員会は不正防止計画推進部署（コンプライアンス委員会）と連携し、不正が発生するリスクに対して、重点的にサンプルを抽出し、抜き打ちなどを含めたリスクアプローチ監査を実施する。

(4) 研究費監査委員会は会計監査人と定期的に情報交換等を行うなど、監査項目・内容を常に検証し、実効性のあるモニタリング（監視）に努める。

附 則 この規則は、2015年4月1日から施行する。

この規則の改定は、2017年6月1日から施行する。

この規則の改定は、2018年4月1日から施行する。

この規則の改定は、2018年10月1日から施行する。

この規則の改定は、2025年12月1日から施行する。